岡山県地域防災計画（素案）

（風水害等対策編）

新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
		第１章　総則 第１節　総則 第１項　計画の目的及び基本理念 （略）	第１章　総則 第１節　総則 第１項　計画の目的及び基本理念 （略）	
1	30	さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。	さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスク情報の提供に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
		（略） 第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 第２項　処理すべき事務又は業務の大綱 （略） ４　指定地方行政機関 （略） ［大阪航空局（岡山空港出張所）］	（略） 第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 第２項　処理すべき事務又は業務の大綱 （略） ４　指定地方行政機関 （略） ［大阪航空局（岡山空港出張所）］	
11	6	（１）岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。 （２）～（６）　（略） （７）岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。 　なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。 （略） ［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］	（削除） （１）～（５）　（略） （６）岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の情報収集等に関する業務を行う。 　なお、岡山空港及び岡南飛行場並びにこれらの周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。 （略） ［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］	大阪航空局業務の記述の適正化に伴う削除 項番の繰り上げ 大阪航空局業務の記述の適正化に伴う修正

11	28	（１）気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 （２）気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。 （略） ［岡山労働局］ （略）	（１）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 （２）大雨、暴風、土砂災害、高潮、波浪、河川氾濫の警報・注意報等並びに台風、大雨、線状降水帯、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。 （略） ［岡山労働局］ （略）	気象庁標準施策を踏まえ修正 防災基本計画の修正に伴う修正
12	19	（２）被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。 （３）～（７）　（略）	(削除) （２）～（６）　（略）	所掌事務に当たらないため削除 項番の繰り上げ
12	29	（８）災害原因調査を行う。 （略）	（７）労働災害原因調査及び同種災害再発防止対策の指導を行う。 （略）	表現の適正化
13	15	［中国四国地方環境事務所］ （略） 第４節　岡山県の概要 （略） 第２項　社会的条件等 １　人　口	［中国四国環境局］ （略） 第４節　岡山県の概要 （略） 第２項　社会的条件等 １　人　口	環境省の機構改革に伴う修正
24	33	岡山県の人口は、平成 17 年をピークに減少が続いており、令和２年国勢調査による令和２年 10 月１日現在の人口は 1,888,432 人となり、前回調査（平成 27 年）より、33,093 人減少している。全国人口に占める割合は 1.50％である。 一方、同時点での人口密度は１㎢当たり 265.4 人で、市町村別でみると 800 人を超えるのは、岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の４	岡山県の人口は、平成 17 年をピークに減少が続いており、令和７年国勢調査による令和７年 10 月１日現在の人口は 1,807,160 人となり、前回調査（令和２年）より、81,272 人減少している。全国人口に占める割合は 1.47％である。 一方、同時点での人口密度は１㎢当たり 254.0 人で、市町村別でみると 800 人を超えるのは、岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の４	国勢調査結果の時点修正

		市町であり、県南圏域に人口が密集している。	市町であり、県南圏域に人口が密集している。	
		第２章　災害予防計画 第１節　防災業務施設・設備等の整備 （略） 第２項　消防施設・設備・体制等 （略）	第２章　災害予防計画 第１節　防災業務施設・設備等の整備 （略） 第２項　消防施設・設備・体制等 （略）	
26	21	２　市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、ドローン等のデジタル技術の活用の加速化、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や、地域住民と消防団の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 （略） 第５項　救助施設・設備等 （略）	２　市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、ドローン等のデジタル技術の活用の加速化、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、若年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や、地域住民と消防団の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 （略） 第５項　救助施設・設備等 （略）	消防庁防災業務計画の修正に伴う修正
28	16	２　人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、船舶、救命ボート、ヘリコプター等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。	２　県及び市町村並びに空港管理者等は、人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、船舶、救命ボート、ヘリコプター等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。	主語の追記
28	19	３　大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。	３　消防庁、県及び市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。	主語の追記
28	22	４　市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、そ	４　市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、そ	防災基本計画の修正に伴う修正

		の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。	の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努める。	
		5　（略）	5　（略）	
28	33	（新設）	6　市町村は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
28	38	（新設）	7　市町村は、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障害のある人等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
29	1	6～10（略）	8～12（略）	項番の繰り下げ
29	26	11　必要な物資の備蓄に当たっては、県民が最低限備蓄すべきものや県と市町村等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。	13　県は、必要な物資の備蓄に当たっては、県民が最低限備蓄すべきものや県と市町村等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。	主語の追記
29	28	12（略） （略） 第２節　防災業務体制の整備 （略） 第２項　情報収集・連絡体制 （略）	14（略） （略） 第２節　防災業務体制の整備 （略） 第２項　情報収集・連絡体制 （略）	項番の繰り下げ

32	3	3　風水害等により、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合等を想定し、県職員が被災市町村の情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定め、迅速に情報を収集できるよう努める。	3　県は、風水害等により、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合等を想定し、県職員が被災市町村の情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定め、迅速に情報を収集できるよう努める。	主語の追記
		4　（略）	4　（略）	
32	9	5　機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）、沿岸ライブカメラを始めとする固定カメラや高所監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。	5　県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）、沿岸ライブカメラを始めとする固定カメラや高所監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。	主語の追記
32	14	6　衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。	6　県及び市町村は、衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。	主語の追記
32	19	7　関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。	7　県及び市町村等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。	主語の適正化
32	22	8　災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。	8　県及び市町村等は、災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。	主語の追記
32	25	9　災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等	9　県及び市町村等は、災害時の情報通信手段の確保のため、その	主語の追記

		に当たっては、次の点を考慮する。 （略） 第３節　自然災害予防対策 （略） 第３項　土砂災害防止対策 １　方　針 （略）	整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 （略） 第３節　自然災害予防対策 （略） 第３項　土砂災害防止対策 １　方　針 （略）	
42	7	また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切に土砂災害警戒情報を発表する。	また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切にレベル４土砂災害危険警報を発表する。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
		（略） ３　実施内容 （略） （２）土砂災害防止法に基づく調査・指定等 （略） ウ　警戒避難体制の整備等 （略） （イ）土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項	（略） ３　実施内容 （略） （２）土砂災害防止法に基づく調査・指定等 （略） ウ　警戒避難体制の整備等 （略） （イ）土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項	
43	18	（追記）	土砂災害警戒情報は、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と気象台から共同で発表されるが、令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。そのため、以下「土砂災害警戒情報」は、「レベル４土砂災害危険警報」という。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
		（略） （３）警戒避難体制の支援	（略） （３）警戒避難体制の支援	

43	39	ア　土砂災害警戒情報等 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。 （略）	ア　レベル４土砂災害危険警報等 命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、岡山県と岡山地方気象台はレベル４土砂災害危険警報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。 気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じてレベル４土砂災害危険警報等の発表基準の引下げを実施する。 （略）	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正 防災基本計画の修正に伴う修正
44	16	（４）防災工事の実施 土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。 （略）	（４）防災工事の実施 県及び市町村は、土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。 （略）	主語の追記
46	4	第４項　河川防災対策 １　方　針 洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。洪水予報河川及び水位周知河川については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達し	第４項　河川防災対策 １　方　針 洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。河川改修だけでは限界があるため、一級及び二級河川について、洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うなどソフト対策に取り組む。また、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位、洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾	記述の適正化

		たときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、ソフト対策にも取り組む。 （略） ３　実施内容 （略）	濫危険水位及び氾濫発生水位に当該河川水位が達したとき又は氾濫が発生したときは、その旨を関係機関に通知する。 （略） ３　実施内容 （略）	
46	33	ウ　氾濫警戒情報 （略）	ウ　レベル３氾濫警戒情報 （略）	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
46	36	エ　氾濫危険情報 （略）	エ　レベル４氾濫危険情報 （略）	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
47	3	（新設）	オ　レベル５氾濫発生情報 県は、水位周知河川について、氾濫発生水位を定め、その水位に達したとき、又は氾濫が発生したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者、関係市町村及び岡山地方気象台に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。	水防法改正施行（R8.5）を踏まえ追記
47	8	オ　ホットライン （略）	カ　ホットライン （略）	項番の繰り下げ
47	11	カ　洪水浸水想定区域の指定、公表等 中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川、水位周知河川等並びに住宅等の防護対象のある全ての一級河川及び二級河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。	キ　洪水浸水想定区域の指定、公表等 中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、洪水予報河川、水位周知河川等並びに住宅等の防護対象のある全ての一級河川及び二級河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。	項番の繰り下げ 記述の適正化
47	18	キ　円滑かつ迅速な避難の確保	ク　円滑かつ迅速な避難の確保	項番の繰り下げ

		（略） 第５項　雨水出水対策 （略） ３　実施内容 （略） （２）雨水出水対策事業の実施	（略） 第５項　雨水出水対策 （略） ３　実施内容 （略） （２）雨水出水対策事業の実施	
50	2	浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。 また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 さらに、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。	県及び市町村は、浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。 また、道路のアンダーパス部等や市街地の道路地下構造物における冠水等を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 さらに、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。	主語の追記 防災基本計画の修正に伴う修正
		（略） 第６項　海岸防災対策 １　方　針	（略） 第６項　海岸防災対策 １　方　針	
51	4	海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、浸食対策事業等を実施し、県土の保全を図る。また、水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。 （略）	海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、浸食対策事業等を実施し、県土の保全を図る。また、高潮予報海岸及び水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮予報海岸において、高潮のおそれが認められるときは、適切に高潮予報を行い、水位周知海岸において、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正
		３　実施内容 （１）被害軽減を図るための措置	３　実施内容 （１）被害軽減を図るための措置	

		（略）	（略）	
51	23	（新設）	ウ　高潮予報 国と県は共同して、国土交通大臣が指定した海岸において、高潮のおそれがあると認められるときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。	防災基本計画の修正に伴う修正
51	28	ウ　高潮浸水想定区域の指定、公表等	エ　高潮浸水想定区域の指定、公表等	項番の繰り下げ
		（略）	（略）	
51	33	エ　円滑かつ迅速な避難の確保	オ　円滑かつ迅速な避難の確保	項番の繰り下げ
		（略）	（略）	
		（２）海岸保全対策の実施	（２）海岸保全対策の実施	
52	9	海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。	県は、海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。	主語の追記
		（略）	（略）	
		第７項　ため池等農地防災対策	第７項　ため池等農地防災対策	
		（略）	（略）	
		３　実施内容	３　実施内容	
		（１）ため池整備	（１）ため池整備	
53	15	決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、市町村と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市町村は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。	県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、市町村と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市町村は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。	主語の追記

		（略） 第８項　都市防災対策 （略） ３　実施内容 （略） （１）都市施設の整備促進	（略） 第８項　都市防災対策 （略） ３　実施内容 （略） （１）都市施設の整備促進	
55	20	都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。	県及び市町村は、都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。	主語の追記
		（略） （３）都市防災対策の推進	（略） （３）都市防災対策の推進	
56	6	防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。	県及び市町村は、防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。	主語の追記
		（略） カ　災害に強いまちの形成	（略） カ　災害に強いまちの形成	
56	29	市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。	市町村は、コンパクト・プラス・ネットワークの形成及び防災まちづくりの推進に当たっては、立地適正化計画において、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定し、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
		（４）防災建築物の整備促進	（４）防災建築物の整備促進	
56	34	都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。	県及び市町村は、都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。	主語の追記
		（略） 第９項　地盤沈下対策 （略）	（略） 第９項　地盤沈下対策 （略）	

		3　実施内容 （1）地下水汲上げの規制	3　実施内容 （1）地下水汲上げの規制	
58	14	地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。	国及び県は、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。	主語の追記
		（2）堤防の嵩上げ等	（2）堤防の嵩上げ等	
58	18	地盤沈下の起こっている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。	国及び県は、地盤沈下の起こっている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。	主語の追記
		（3）代替水の整備	（3）代替水の整備	
58	22	地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。	国及び県は、地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。	主語の追記
		（略）	（略）	
		第12項　危険地域からの移転対策	第12項　危険地域からの移転対策	
		（略）	（略）	
		3　実施内容	3　実施内容	
62	12	（1）集団移転促進事業 豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。	（1）防災集団移転促進事業 県及び市町村は、豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。	事業名の適正化 主語の追記
		（2）がけ地近接等危険住宅移転事業	（2）がけ地近接等危険住宅移転事業	
62	16	災害危険区域又は県条例で建築を制限をしている区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。	県及び市町村は、災害危険区域又は県条例で建築を制限をしている区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。	主語の追記
		第4節　事故災害予防対策	第4節　事故災害予防対策	
		第1項　道路災害予防対策	第1項　道路災害予防対策	
		（略）	（略）	

		3　実施内容 （略） （２）トンネル事故防止対策	3　実施内容 （略） （２）トンネル事故防止対策	
63	35	トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。	実施機関は、トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。	主語の追記
		（略） 第５項　林野火災の防止対策 （略） 3　実施内容 （略） （７）ヘリコプターによる空中消火体制の整備 （略）	（略） 第５項　林野火災の防止対策 （略） 3　実施内容 （略） （７）ヘリコプターによる空中消火体制の整備 （略）	
74	1	エ　県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。	エ　県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備に努める。また、大型ヘリ等の活動基盤の確保に努める。	防災基本計画の修正に伴う追記
		（略） （９）林野火災対策推進の体制整備	（略） （９）林野火災対策推進の体制整備	
74	13	林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画の作成・推進について定める。	県及び市町村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画の作成・推進について定める。	主語の追記
		林野火災の予防活動については、住民、林業関係者等の協力が不可欠であるため、消防及び林野部局を中核とした関係部局や森林管理署、自衛隊、警察、林業関係団体、住民等との連携に努める。	林野火災の予防活動については、住民、林業関係者等の協力が不可欠であるため、実施機関は、消防及び林野部局を中核とした関係部局や森林管理署、自衛隊、警察、林業関係団体、住民等との連携に努める。	主語の追記
		（略） （11）消火活動関係	（略） （11）消火活動関係	

		（略）	（略）	
74	27	イ　県及び市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。	イ　県及び市町村は、延焼状況等の的確な把握や効果的な消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の熱源探査に関連する資機材等の整備に努める。	消防庁防災業務計画修正に伴う修正
		（略）	（略）	
		第８項　高圧ガス保安対策	第８項　高圧ガス保安対策	
		（略）	（略）	
		３　実施内容	３　実施内容	
		（略）	（略）	
		（１）事業者の自主保安体制の確立	（１）事業者の自主保安体制の確立	
		（略）	（略）	
80	24	イ　業者は、自主保安体制の整備に努める。	イ　事業者は、自主保安体制の整備に努める。	表現の適正化
		（略）	（略）	
80	28	ウ　業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。	ウ　事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。	表現の適正化
		（略）	（略）	
		第９項　火薬類保安対策	第９項　火薬類保安対策	
		（略）	（略）	
82	38	エ　危害予防週間の実施	エ　火薬類危害予防週間の実施	記述の適正化
		（略）	（略）	
		第 10 項　有害ガス等災害予防対策	第 10 項　有害ガス等災害予防対策	
		（略）	（略）	
		２　主な実施機関 ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者 県（環境文化部） 市（大気汚染防止法により委任を受けた市　　岡山市、倉敷市）	２　主な実施機関 ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者 県（環境文化部） 市（大気汚染防止法により委任を受けた市　　岡山市、倉敷市）	

84	12	（特例条例により大気汚染防止法に係る事務の委任を受けた市 新見市）	（削除）	特例条例改正に伴う修正
84	12	（特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた市　岡山市、倉敷市、新見市）	（特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた市　岡山市、倉敷市）	特例条例改正に伴う修正
		（略）	（略）	
		第６節　防災活動の環境整備	第６節　防災活動の環境整備	
		第１項　防災訓練	第１項　防災訓練	
		１　方　針	１　方　針	
87	10	過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。	過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。	
		（新設）	また、県及び市町村は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記
87	18	このため、県及び市町村は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、県民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。	このため、県及び市町村は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、県民の防災意識の高揚を図る。その際、女性や子ども・若者を含め、多様な主体の参画の促進に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
		（略）	（略）	
		第２項　防災知識の普及	第２項　防災知識の普及	
		（略）	（略）	
93	18	（エ）県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・	（エ）県及び市町村は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶ	記述の適正化

		ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。 （略） 第７節　要配慮者等の安全確保計画 （略） ３　実施内容 （略） （８）施設間相互の連携	の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。 （略） 第７節　要配慮者等の安全確保計画 （略） ３　実施内容 （略） （８）施設間相互の連携	
109	18	県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。	県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。	防災基本計画の修正に伴う修正
		（略） 第８節　防災対策の整備・推進 （略） 第２項　緊急物資等の確保計画 １　物資の備蓄 （略）	（略） 第８節　防災対策の整備・推進 （略） 第２項　緊急物資等の確保計画 １　物資の備蓄 （略）	
111	15	県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村で備蓄される量を勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表する。 （新設）	県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村で備蓄される量を勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表する。 また、県及び市町村は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組む。	防災基本計画の修正に伴う追記

		（略）	（略）	
		第４項　被災者等への的確な情報伝達活動	第４項　被災者等への的確な情報伝達活動	
		（略）	（略）	
113	3	３　県及び市町村は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。	３　県及び市町村は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努めるとともに、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
		（略）	（略）	
		第３章　災害応急対策計画	第３章　災害応急対策計画	
		第１節　防災組織・防災体制	第１節　防災組織・防災体制	
		１　県の防災組織と防災体制	１　県の防災組織と防災体制	
		（略）	（略）	
		（４）非常体制	（４）非常体制	
		（略）	（略）	
		ア　県災害対策本部の設置	ア　県災害対策本部の設置	
114	39	県災害対策本部は、次の状況下で、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めたときに設置する。	県災害対策本部は、次の状況下で、県下に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めたときに設置する。	記述の適正化
115	1	（ア）県下に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報・特別警報が発表されたとき。	（ア）レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５氾濫特別警報、レベル５高潮特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報のいずれかが発表されたとき。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記
		（イ）警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。	（イ）上記（ア）の特別警報発表の有無にかかわらず、甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき。	
		（ウ）豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。	（削除）	
		（エ）県下に大規模な火災又は爆発が発生したとき。	（ウ）火災又は危険物事故等で甚大な被害が発生し又は発生のおそ	

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>（オ）県下に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき。
（略）
第２節　防災活動
第１項　予報及び警報等
（略）
３　実施内容
（１）予報及び警報等の対象区域並びに種別
（略）</td>
<td>れがあるとき。
（エ）爆発、有毒ガス漏洩、油流失等及び放射能・生物・化学事案等の発生並びに多数の者の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他甚大な事故が発生し又は発生のおそれがあるとき。
（略）
第２節　防災活動
第１項　予報及び警報等
（略）
３　実施内容
（１）予報及び警報等の対象区域並びに種別
（略）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>119</td>
<td>1</td>
<td>（新設）</td>
<td>イ　防災気象情報の提供
（ア）警戒レベルを用いた防災情報の提供
警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。
「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供される。
警戒レベルの一覧表
<table><tr><th>避難情報等</th><th>居住者等がとるべき行動等</th></tr><tr><td>警戒レベル５
緊急安全確保
（市町村長が発令）</td><td>○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
○居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保</td></tr></table></td>
<td>新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記</td>
</tr>
</table>

				・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状態で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	
			警戒レベル４ 避難指示 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	
			警戒レベル３ 高齢者等避難 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。	
			警戒レベル２ 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 （気象台、気象台と国土交通省又は県が共同発表）	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確	

			<table><tr><td></td><td>認。</td></tr><tr><td>警戒レベル１ 早期注意情報 （気象台が発表）</td><td>○発表される状況：今後気象状況の悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</td></tr></table>	
120	2		（イ）注意報・警報・危険警報・特別警報 気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記
120	8	イ　気象に関する予報及び警報等の種別 （ア）気象注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。 大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル２。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。	ウ　気象に関する予報及び警報等の種別 （ア）注意報 大雨、土砂災害、氾濫及び高潮注意報は警戒レベル２の情報。大雪、強風、風雪、波浪、濃霧、雷、乾燥、なだれ注意報などには警戒レベルは付さない。 （削除）	項番の繰り下げ 新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
120	12	（イ）気象警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。	（イ）警報 大雨、土砂災害、氾濫及び高潮警報は警戒レベル３相当の情報。大雪、暴風、暴風雪、波浪警報には警戒レベルは付さない。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>高潮警報は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。</td>
<td>（削除）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>120</td>
<td>15</td>
<td>（新設）</td>
<td>（ウ）危険警報
大雨、土砂災害、氾濫及び高潮危険警報は警戒レベル４相当の情報。</td>
<td>新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記</td>
</tr>
<tr>
<td>120</td>
<td>17</td>
<td>（ウ）特別警報
大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。
大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。高潮特別警報は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。</td>
<td>（エ）特別警報
大雨、土砂災害、氾濫及び高潮特別警報は警戒レベル５相当の情報。大雪、暴風、暴風雪、波浪特別警報には警戒レベルは付さない。
（削除）</td>
<td>新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正</td>
</tr>
<tr>
<td>121</td>
<td>1</td>
<td>（キ）キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等
<table>
<tr><th>種　類</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
（略）</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごと</td></tr>
</table>
</td>
<td>（オ）キキクル等
<table>
<tr><th>種　類</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で示した情報）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
（略）</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル（浸水の危険度を地図形式</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごと</td></tr>
</table>
</td>
<td>新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正</td>
</tr>
</table>

			危険度分布）	に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。		で示した情報）	に更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	
			洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 （略）		洪水キキクル（洪水の危険度を地図形式で示した情報）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 （略）	
			流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。		流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	
			（新設）			大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重	

			ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。	
122	2	（エ）気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。	（カ）気象防災速報 気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生し、又は発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下のとおりである。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
122	6	（オ）記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	ａ　記録的短時間大雨 レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象台から「岡山県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
122	12	（新設）	ｂ　線状降水帯発生 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「岡山県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象台から発表される。 ※　上記ａ、ｂに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記

122	21	（新設）	c　線状降水帯直前予測 線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「岡山県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象台から発表される。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記
122	25	（カ）竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。	d　竜巻注意／竜巻目撃 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で「岡山県気象防災速報（竜巻注意）」として気象台から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で「岡山県気象防災速報（竜巻目撃）」として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
123	10	（新設）	e　短時間大雪 強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「岡山県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が気象台から発表される。	記述の適正化
123	14	（新設）	（キ）時系列情報（明日までの警報等の見通し） 特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記

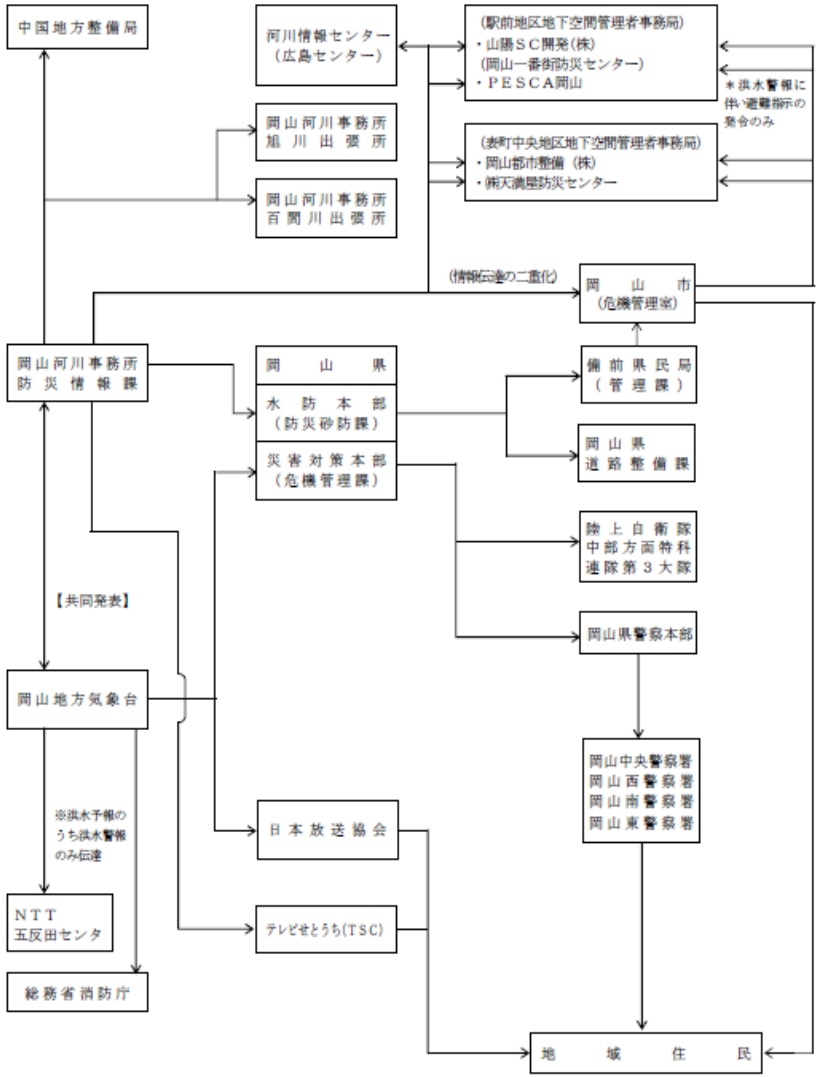
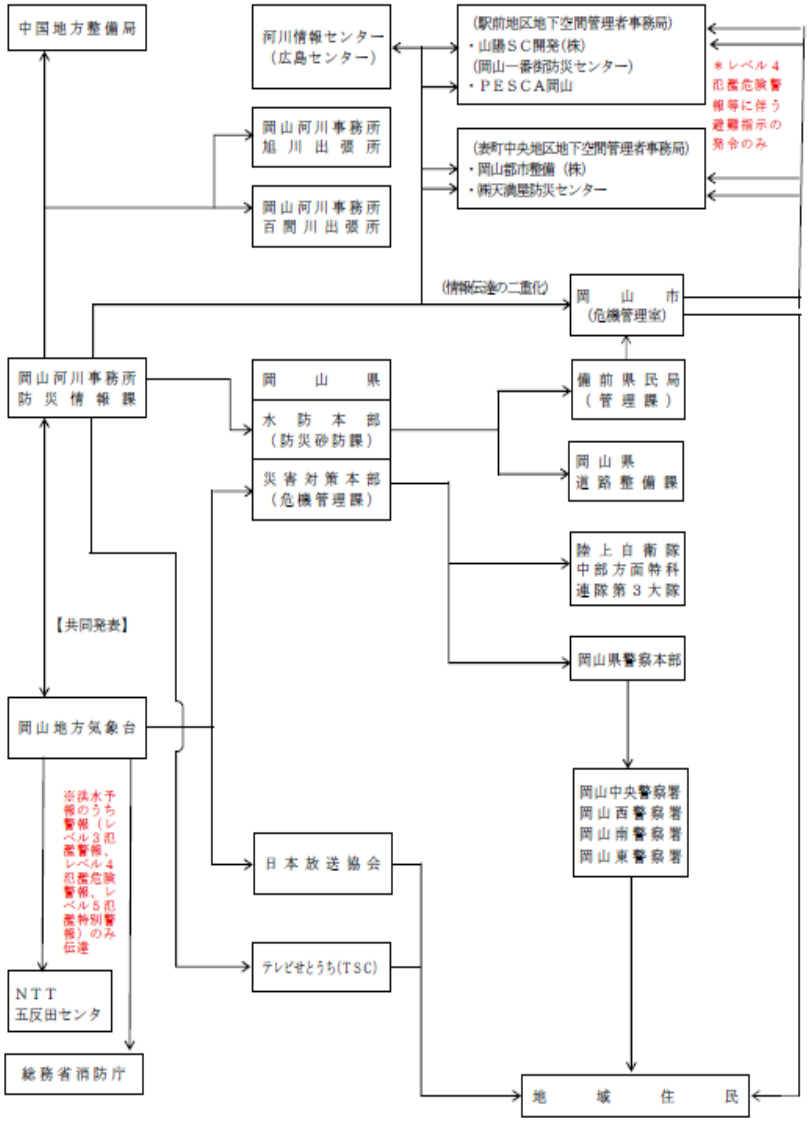
			の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの３時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。 なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。	
123	23	（ク）早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	（ク）早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
123	29	（新設）	（ケ）気象解説情報 気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、括弧内に注目される現象のキーワードが付記される。「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」や「気象解説情報（台風第〇号）」等がある。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
123	35	（２）洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル２～５に相当。	（２）洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報） 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して次の名称により発表するものである。警戒レベル２及び３	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正

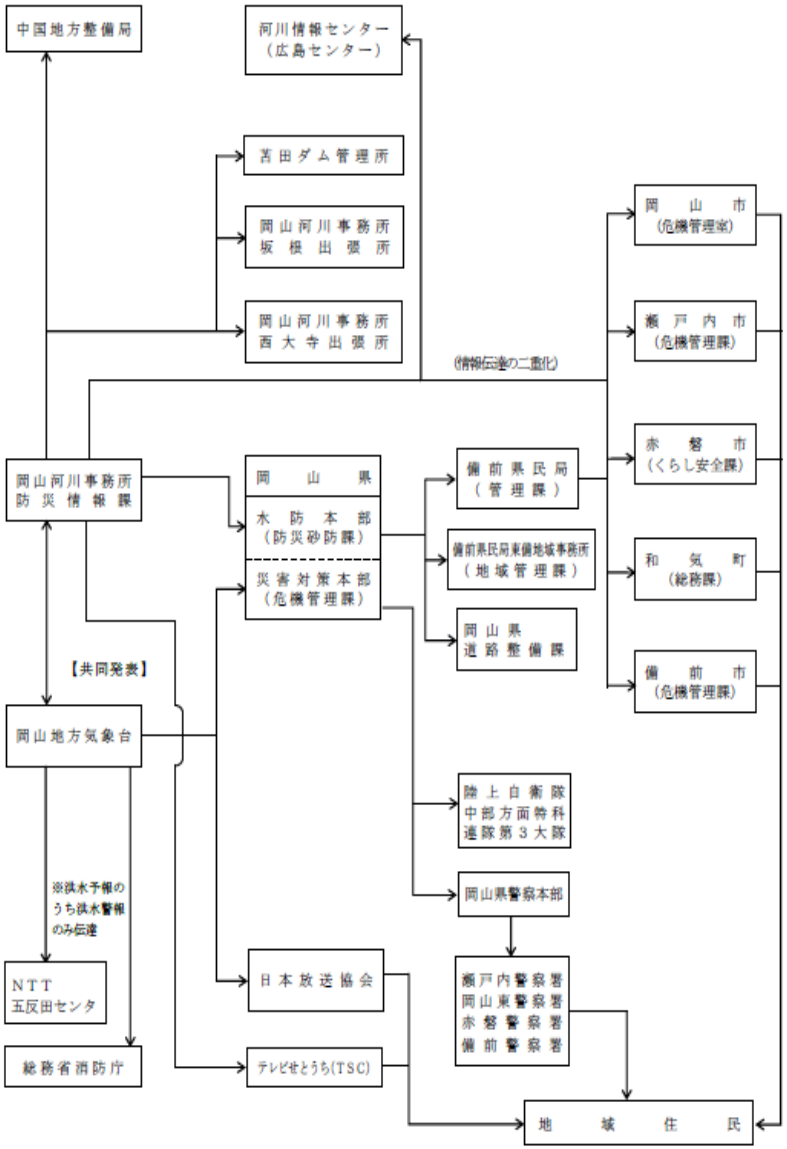
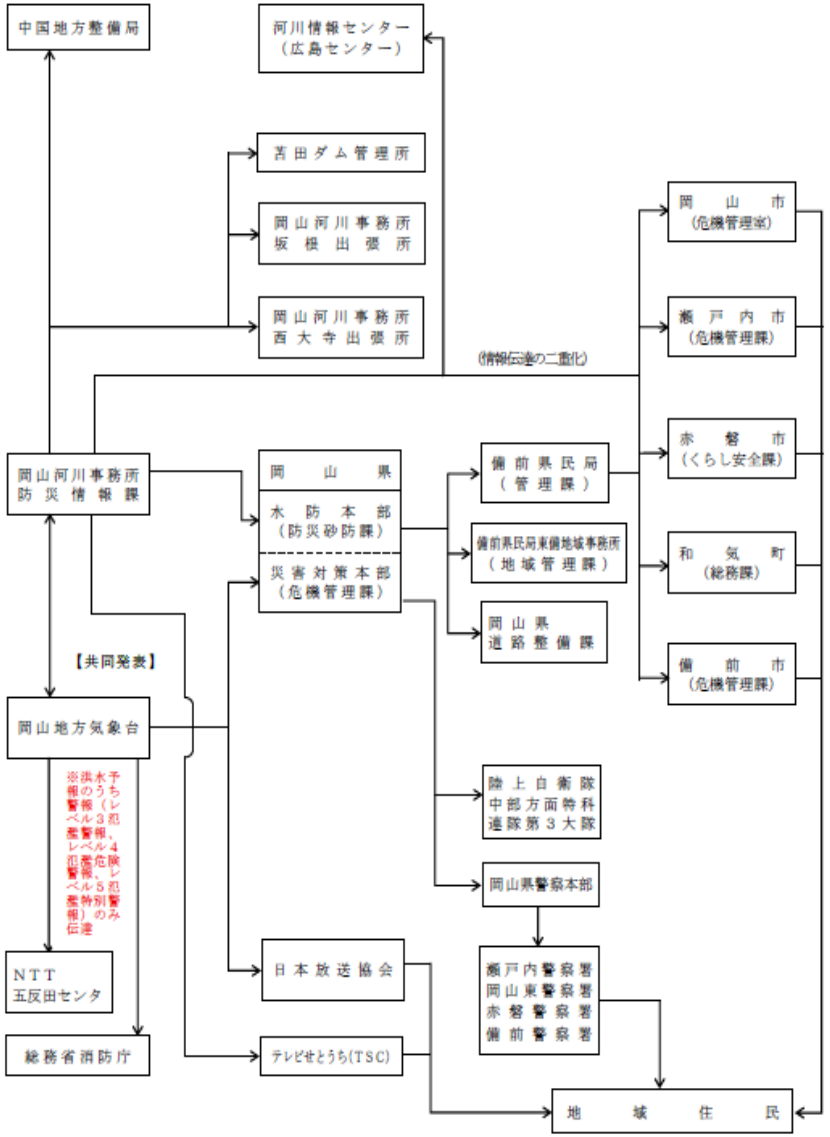
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>から５に相当。</td><td></td></tr>
<tr><td>124</td><td>1</td><td>（新設）</td><td>指定河川洪水予報の名称と概要<table><tr><th>名称</th><th>概要</th></tr><tr><td>レベル５
氾濫特別警報／氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生又は氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど）、氾濫が継続しているときに発表される。
新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。</td></tr><tr><td>レベル４
氾濫危険警報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発</td></tr></table></td><td>新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ追記</td></tr>
</table>

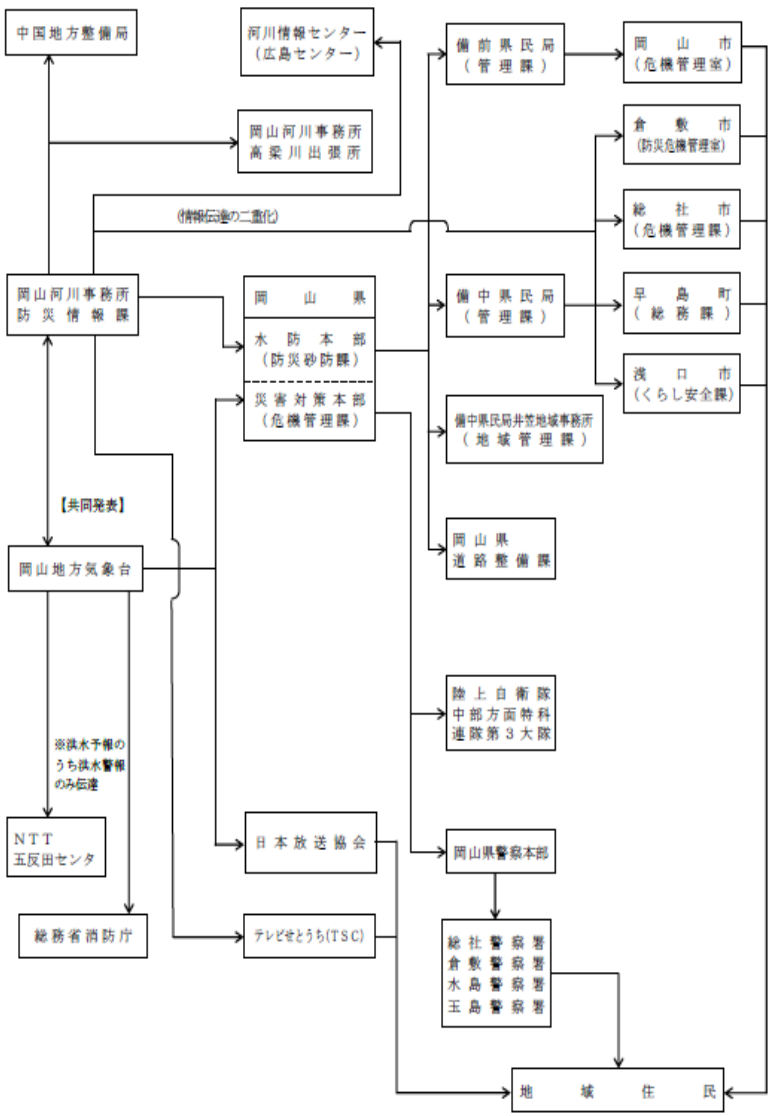
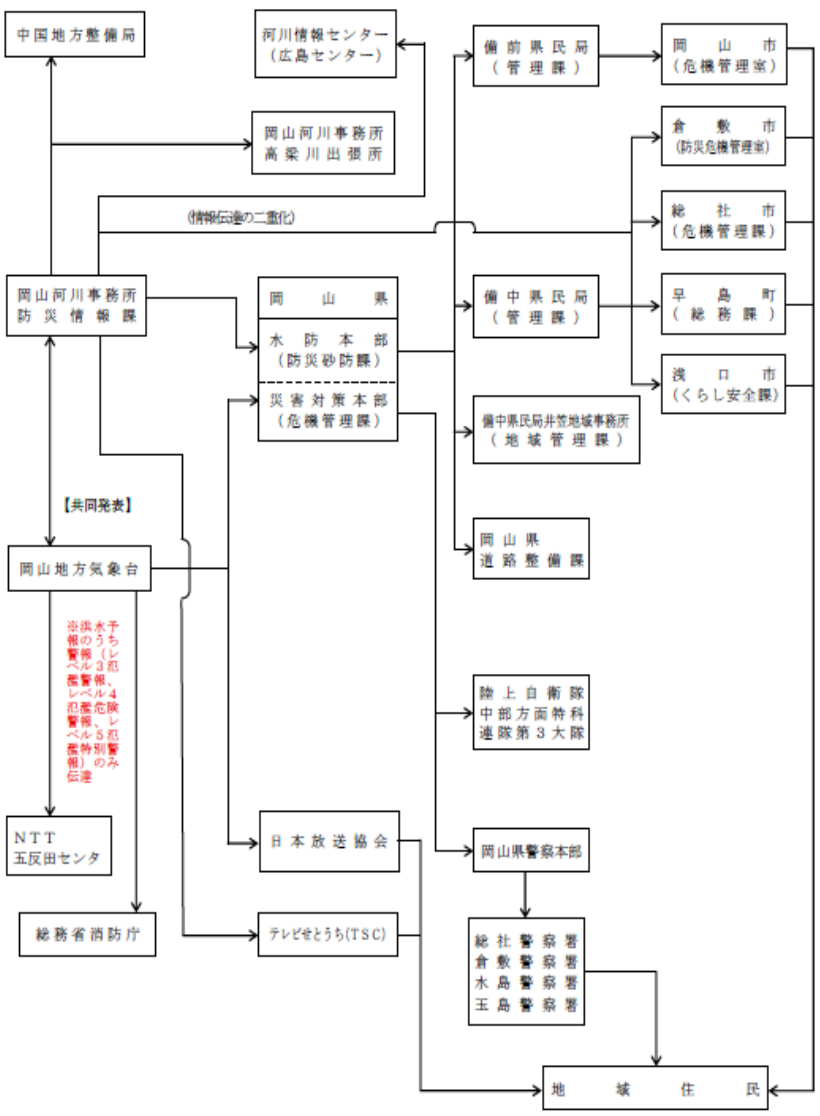
					生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。	
				レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、レベル４氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。	
				レベル２ 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が	

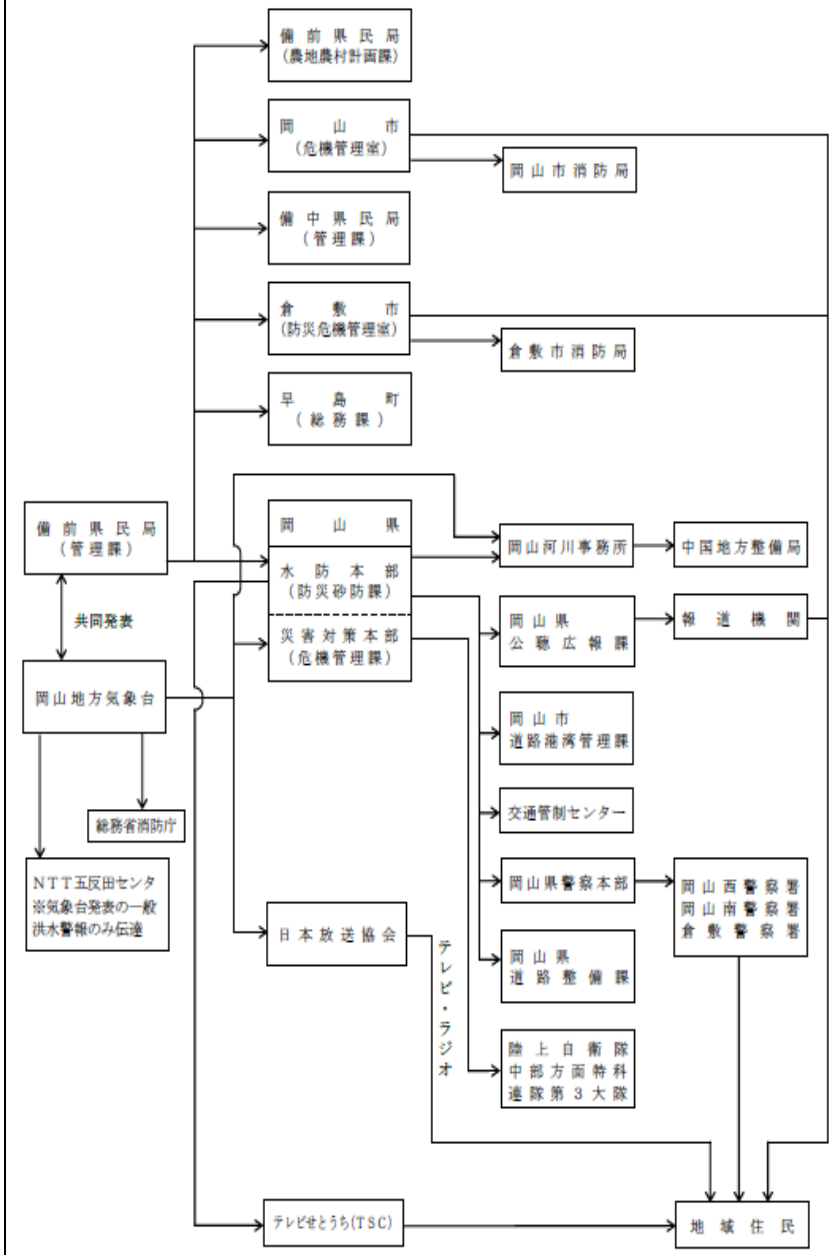
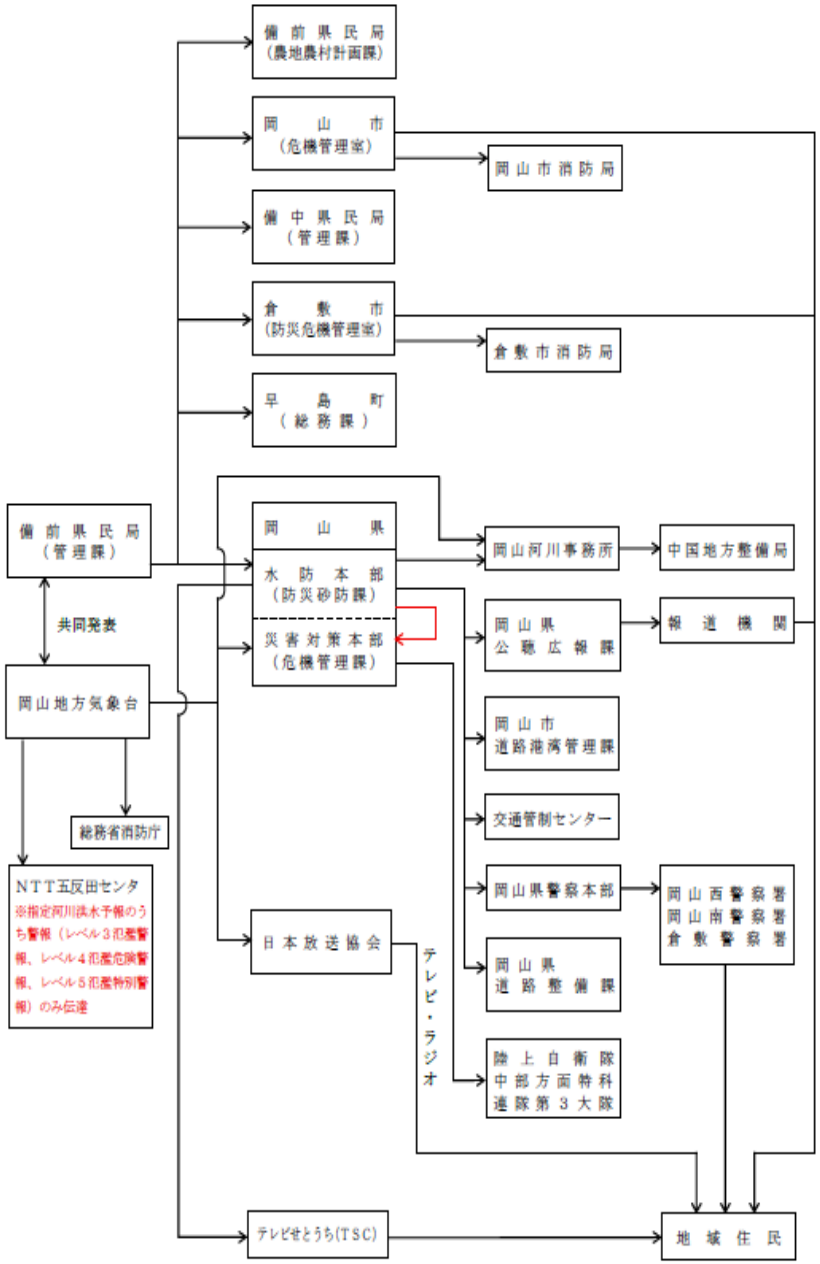
				見込まれないとき、レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、レベル３氾濫警報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）に発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。	
124	3	（３）土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 （略） 第２項　通信連絡 （略）	（３）レベル４土砂災害危険警報（土砂災害警戒情報） 命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表され、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で示した情報）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 （略） 第２項　通信連絡 （略）	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正

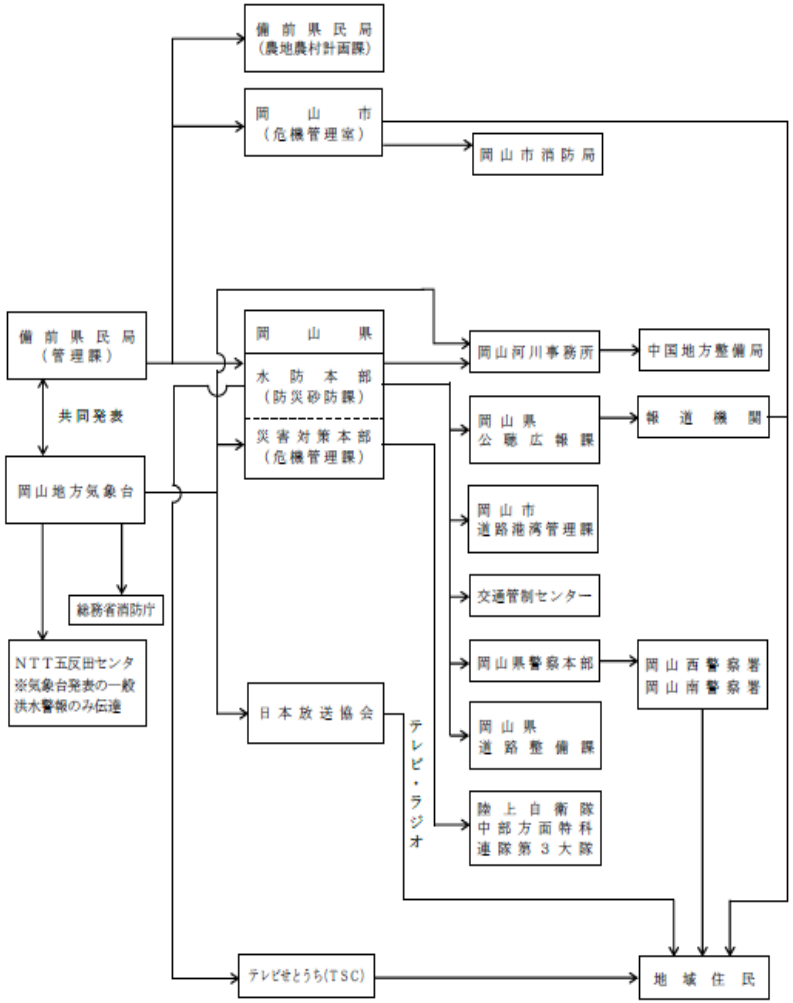
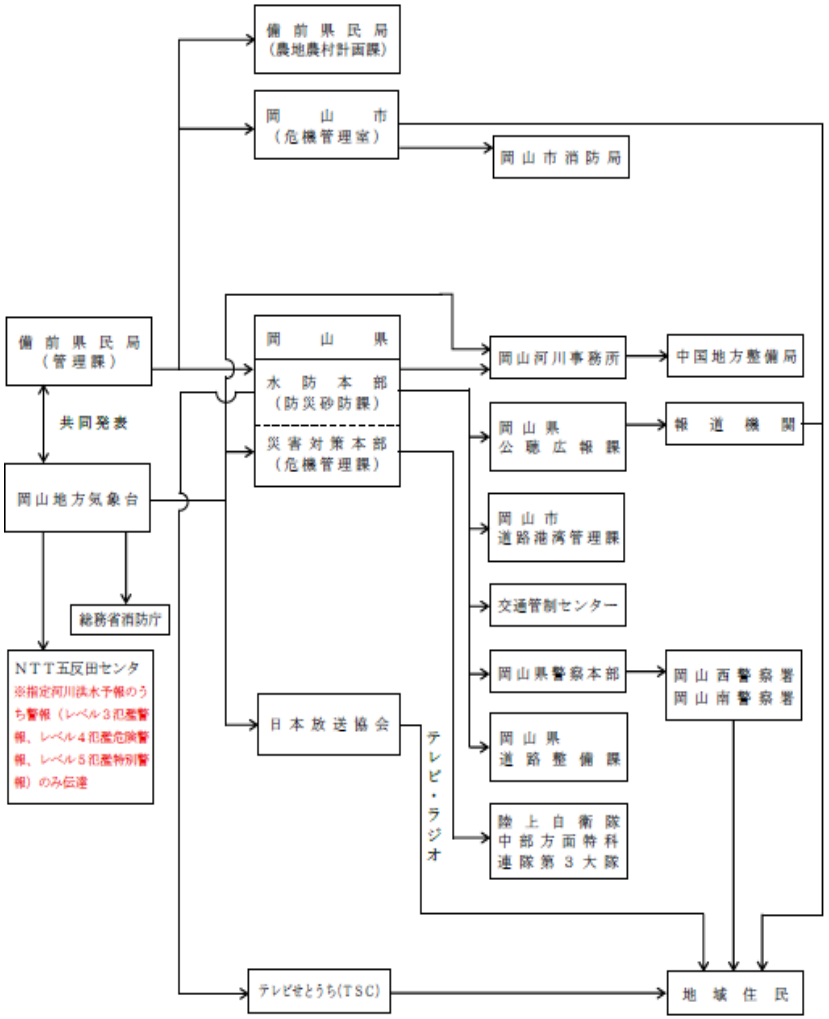
127	31	3　実施内容 （略） （３）有線通信途絶時の通信施設の優先利用 （略） ア　非常通信 （ア）非常通信の通信内容 a　（略） b　災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。 （略） 第３項　情報の収集・伝達 （略） ４　情報の収集・伝達系統 （略） （３）気象注意報・警報等の伝達 （略） （ア）気象注意報・警報等の伝達系統 （略） （注）１～４　（略）	3　実施内容 （略） （３）有線通信途絶時の通信施設の優先利用 （略） ア　非常通信 （ア）非常通信の通信内容 a　（略） b　災害予警報（主要河川の水位に関する通報及びレベル４土砂災害危険警報を含む。）及び災害の状況に関するもの。 （略） 第３項　情報の収集・伝達 （略） ４　情報の収集・伝達系統 （略） （３）気象注意報・警報等の伝達 （略） （ア）気象注意報・警報等の伝達系統 （略） （注）１～４　（略）	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
135	14		５　上記機関は気象業務法施行令第８条第１号及び第９条に基づく法定伝達先。上記経路は気象業務法第 15 条の２により特別警報の通知・周知が義務付けられている伝達経路。	記述の適正化

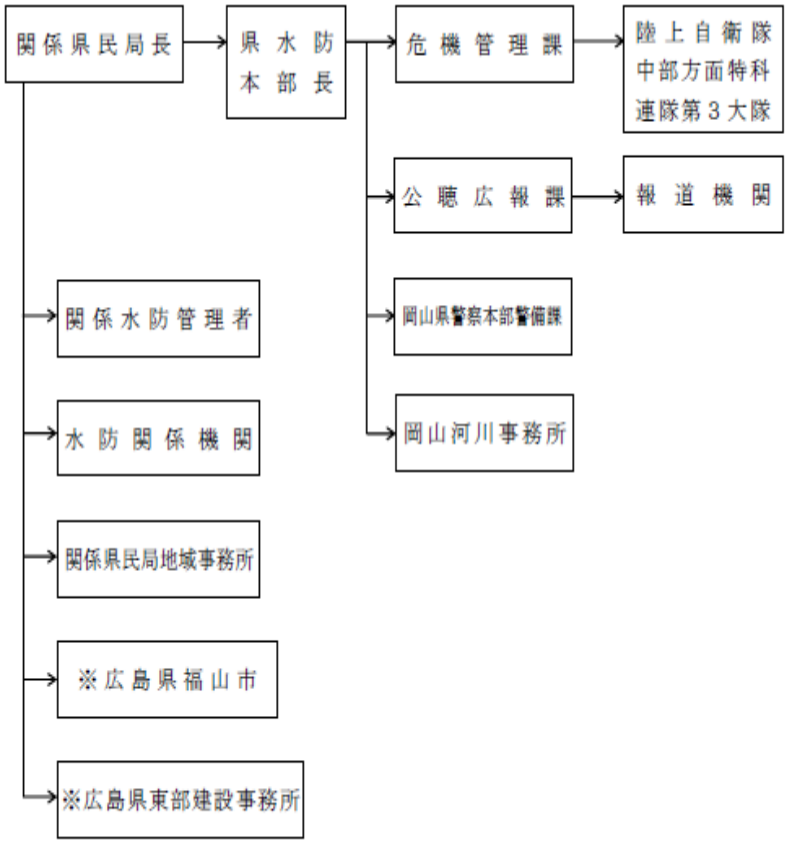
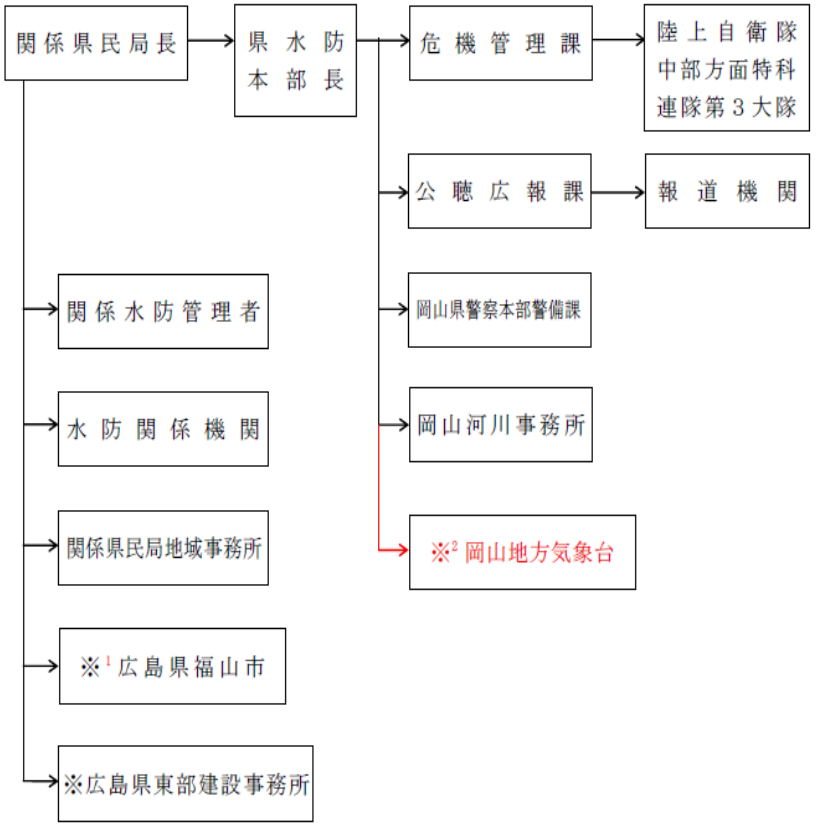
136	2	（イ）河川洪水予報の伝達系統 a　旭川及び百間川洪水予報伝達系統  ※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。	（イ）河川洪水予報の伝達系統 a　旭川及び百間川洪水予報伝達系統  ※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正

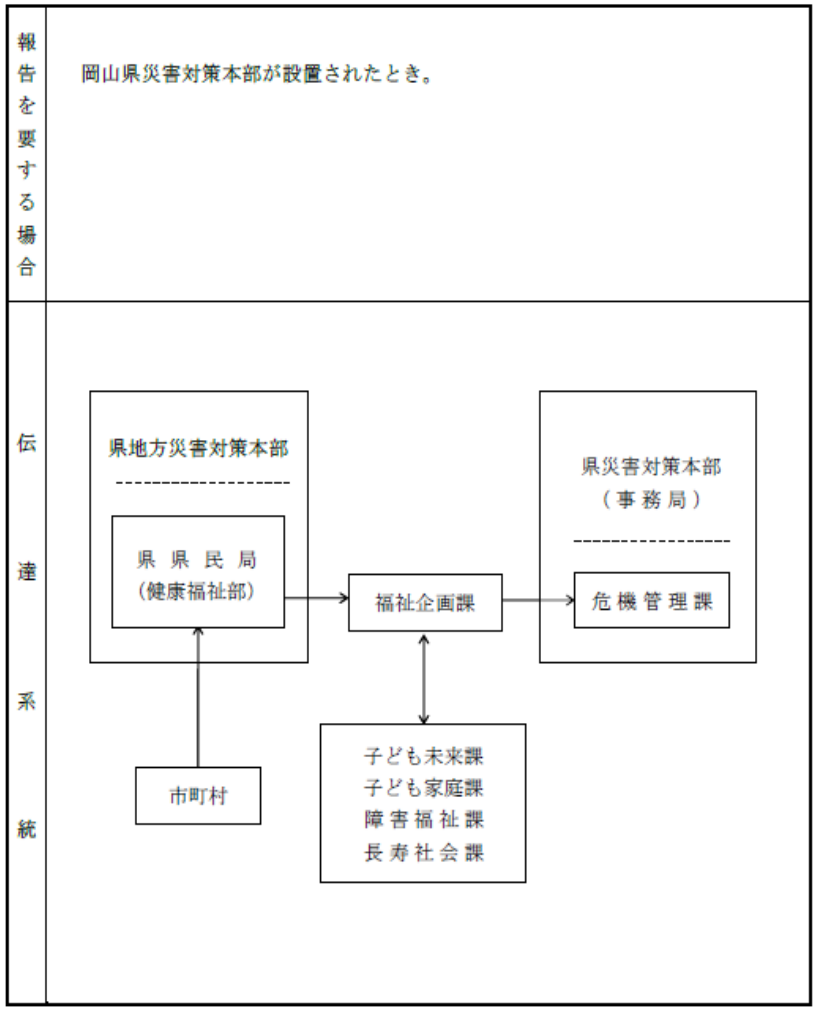
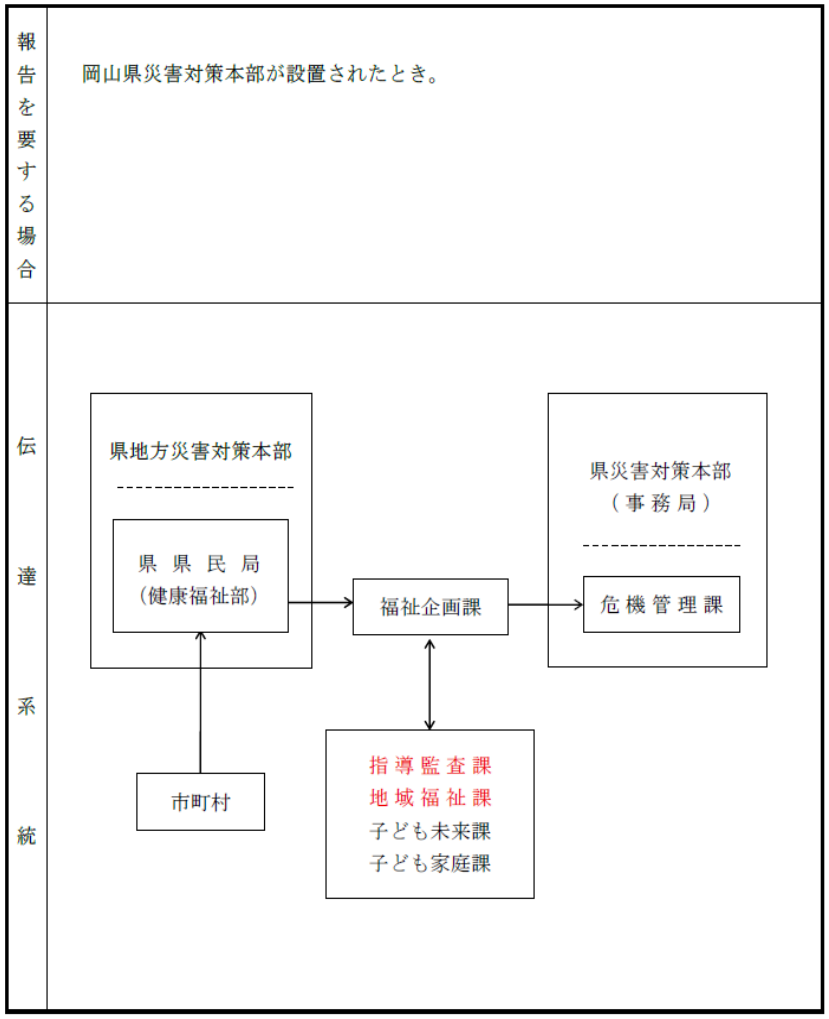
137	1	b　吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統  ※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。	b　吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統  ※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正

138	1	c　高梁川及び小田川洪水予報伝達系統  ※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。	c　高梁川及び小田川洪水予報伝達系統  ※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正

139	1	d　笹ヶ瀬川及び足守川洪水予報伝達系統 	d　笹ヶ瀬川及び足守川洪水予報伝達系統 	系統図の適正化 新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正

140	1	e　旭川水系旭川中流部洪水予報伝達系統  	e　旭川水系旭川中流部洪水予報伝達系統  	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
141	1	（ウ）土砂災害警戒情報の伝達系統 （略）	（ウ）レベル４土砂災害危険警報（土砂災害警戒情報）の伝達系統 （略）	

143	1	（エ）水防警報等の伝達系統 （略） d　知事の発する水位情報の通知及び周知（氾濫危険水位）  ※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。 （略）	（エ）水防警報等の伝達系統 （略） d　知事の発する水位情報の通知及び周知（氾濫危険水位、氾濫発生水位及び氾濫発生）  ※1 一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。 ※2氾濫発生水位到達及び氾濫発生時に限り通知を行う。 （略）	令和８年度岡山県水防計画書に合わせ修正

165	1	（４）重要な災害情報伝達 (略) ア　伝達系統 (略) （ト）社会福祉施設被害  (略)	（４）重要な災害情報伝達 (略) ア　伝達系統 (略) （ト）社会福祉施設被害  (略)	社会福祉施設所管課名の適正化

178	1	様式８ 社会福祉施設被害状況 （第　　報） （略）	様式８ 社会福祉施設被害状況 （第　　報） （略）	保健福祉施設・病院名簿に合わせた修正

様式８

社会福祉施設被害状況

（第　　報）

報告の時限	日　時　分現在	受信時間	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内　容

被害施設区分	ア　生活保護　イ　身体障害者福祉　ウ　知的障害者施設 エ　老人福祉　オ　婦人保護　カ　児童福祉 キ　保健施設　ケ　その他（　　）	
発生	日　時	月　日　時　分
	場　所	
	原　因	
状況	被害施設名	
	管 理 者	（電話　　）
	被害程度（概要）	
	人的被害	
	応急対策の状況	
	復旧見込	
	被 害 額（千円）	
	そ の 他 参考事項	

（略）

様式８

社会福祉施設被害状況

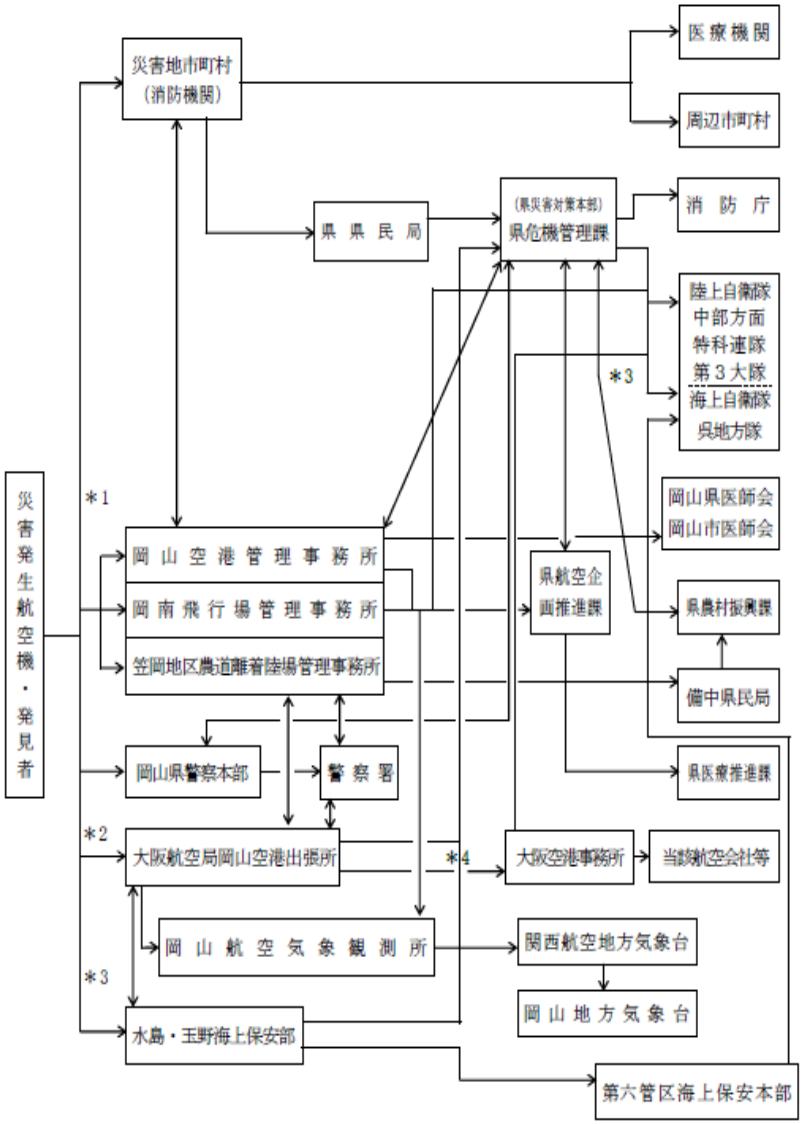
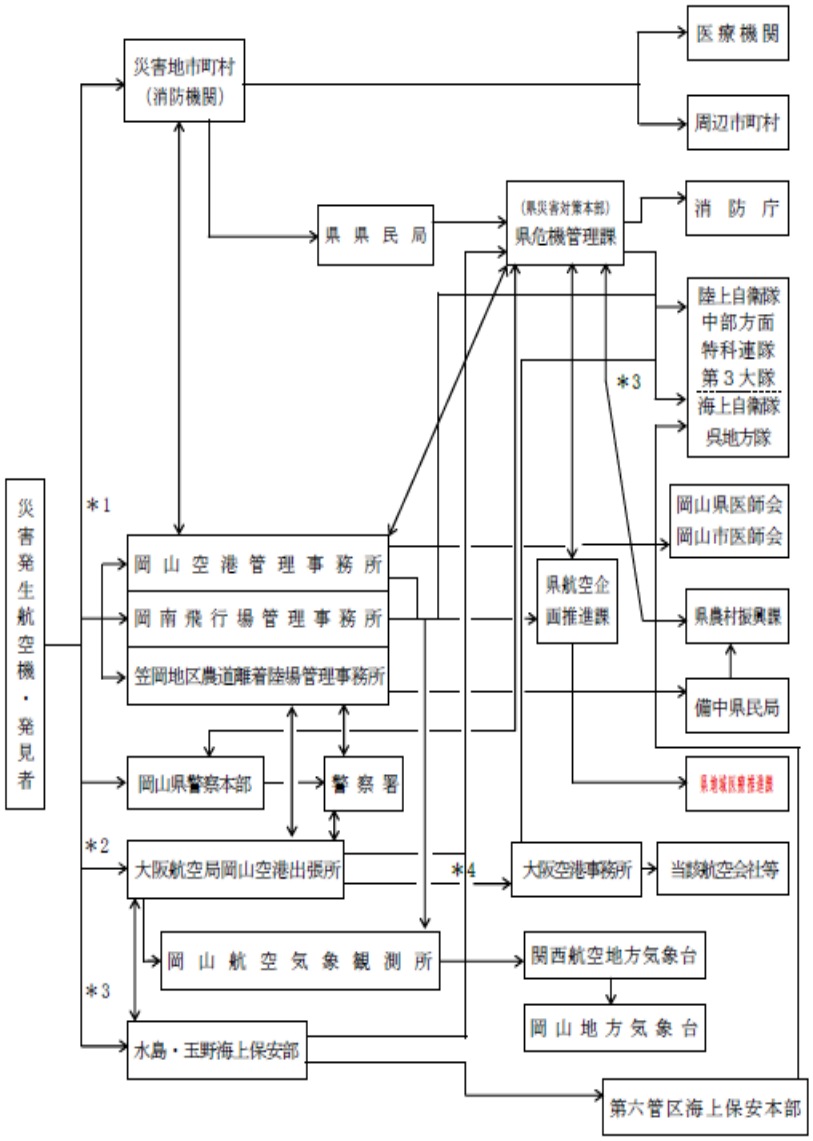
（第　　報）

報告の時限	日　時　分現在	受信時間	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内　容

被害施設区分	ア　生活保護　イ　障害者福祉　ウ　老人福祉 エ　婦人保護　オ　児童福祉　カ　保健施設 キ　その他（　　）	
発生	日　時	月　日　時　分
	場　所	
	原　因	
状況	被害施設名	
	管 理 者	（電話　　）
	被害程度（概要）	
	人的被害	
	応急対策の状況	
	復旧見込	
	被 害 額（千円）	
	そ の 他 参考事項	

（略）

182	1	（５）事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統 （略） ウ　航空機災害の場合  （略）	（５）事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統 （略） ウ　航空機災害の場合  （略）	県の組織変更に伴う修正

第４節　罹災者の救助保護

第１項　災害救助法の適用・運用

（略）

３　実施内容

（略）

（２）救助の種類及び実施者

187　26　災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市町村へ委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

（略）

188　3

救助の種類	実施者	
	岡山市以外の区域	岡山市の区域
応急仮設住宅の供与	知　事	岡山市長
医療及び助産		
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		
避難所の供与	市町村長	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
被災者の救出		
被災した住宅の応急修理		
学用品の給与		
埋葬		
死体の捜索及び処理		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

第４節　罹災者の救助保護

第１項　災害救助法の適用・運用

（略）

３　実施内容

（略）

（２）救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「福祉サービスの提供（ＤＷＡＴの派遣など）」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市町村へ委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

（略）

救助の種類	実施者	
	岡山市以外の区域	岡山市の区域
応急仮設住宅の供与	知　事	岡山市長
医療及び助産		
福祉サービスの提供（ＤＷＡＴの派遣など）		
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与		
避難所の供与	市町村長	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		
被災者の救出		
福祉サービスの提供（福祉関係職員による避難所等の巡回など）		
被災した住宅の応急修理		
学用品の給与		
埋葬		
死体の捜索及び処理		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

187　災害救助法改正（R7.7）を踏まえた修正

188　災害救助法改正（R7.7）を踏まえた修正

		第２項　避難の指示等及び避難所の設置 （略） ３　実施内容 （１）避難の指示等及び報告・通知 （略） ク　避難情報の判断・伝達マニュアルの整備 （ア）市町村 （略） （土砂災害に関する事項）	第２項　避難の指示等及び避難所の設置 （略） ３　実施内容 （１）避難の指示等及び報告・通知 （略） ク　避難情報の判断・伝達マニュアルの整備 （ア）市町村 （略） （土砂災害に関する事項）	
194	2	土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。	土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（土砂災害の危険度を地図形式で示した情報）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。	新しい防災気象情報（R8.5）等を踏まえ修正
		（略） （高潮に関する事項）	（略） （高潮に関する事項）	
194	12	高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。	高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４高潮危険警報やレベル３高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、レベル４高潮危険警報やレベル３高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要	新しい防災気象情報（R8.5）、「避難情報に関するガイドライン」の表現を踏まえ修正

			に応じて見直す。	
194	19	(洪水に関する事項) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。 (略)	(洪水等に関する事項) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、大雨に関する情報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水の危険度を地図形式で示した情報）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。 (略)	水位周知下水道（雨水出水）を含むため、見出しに等を追記。また、「避難情報に関するガイドライン」（R8.3）記載（p.69）の表現を踏まえ修正
196	1	（4）指定緊急避難場所の開放 災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 (新設)	（4）指定緊急避難場所の開放等 市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。	主語の追記 防災基本計画の修正に伴う追記
		（5）避難誘導及び移送 (略)	（5）避難誘導及び移送 (略)	
		イ　住民への避難誘導体制	イ　住民への避難誘導体制	
196	13	市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (略)	市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、大規模な火事災害や林野火災と津波の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
		ウ　避難の受入れ及び情報提供	ウ　避難の受入れ及び情報提供	

		(略)	(略)	
197	22	市町村は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。	市町村は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、避難すべき区域や具体的な発令基準、伝達手段等を適切に設定するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
		(略)	(略)	
		（６）指定避難所の設置	（６）指定避難所の設置	
		(略)	(略)	
		エ　指定避難所等の開設	エ　指定避難所等の開設	
200	26	市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを速やかに県に報告する。市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。	市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを速やかに県に報告する。市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、社会福祉施設を福祉避難所として開設するよう努める。	防災基本計画の修正に伴う修正
		(略)	(略)	
		（７）指定避難所等の運営管理	（７）指定避難所等の運営管理	
		(略)	(略)	
204	39	(新設)	ノ　県及び市町村は、指定避難所について、武力攻撃事態等にお	防災基本計画の修

			いても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。	正に伴う追記
		（略） 第７項　医療・助産 （略） ４　応援協力関係 （略）	（略） 第７項　医療・助産 （略） ４　応援協力関係 （略）	
217	8	（９）県は、平時からＤＭＡＴ等の様々な保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。また、県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。	（９）県は、厚生労働省の技術的助言等の支援を受けつつ、平時からＤＭＡＴ等の様々な保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。また、県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
		（略） 第９項　福祉・防疫・保健衛生 （略） ４　応援協力関係 （略）	（略） 第９項　福祉・防疫・保健衛生 （略） ４　応援協力関係 （略）	
222	23	（８）県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。 （略） 第 10 節　水　防 （略）	（８）県は、保健医療福祉調整本部において、保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、厚生労働省からの情報提供や助言等を踏まえつつ、必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。 （略） 第 10 節　水　防 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正

		3　実施内容 （1）水防活動 （略）	3　実施内容 （1）水防活動 （略）	
246	5	（新設）	カ　氾濫等の通報 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、県水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を県知事等に通報しなければならない。 通報を受けた県知事（通報者が国土交通大臣である場合は国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに岡山地方気象台に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。	防災基本計画の修正に伴う追記
246	15	カ　決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。 （略）	キ　決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に通報しなければならない。 通報を受けた県知事は、決壊等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに岡山地方気象台に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。 （略）	項番の繰り下げ 水防法改正（R8.5）を踏まえ追記修正
246	24	キ　避難のための立退き 洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる	ク　避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応 洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる	項番の繰り下げ 水防法改正（R8.5）を踏まえ

		区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。立退き又は緊急に安全を確保すべき対応の指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	追記修正
246	31	ク　従事者の安全確保 （略） 第 13 節　事故災害応急対策 （略） 第３項　海上災害対策 （略） ４　実施内容 （１）風水害時等の応急措置 （略）	ケ　従事者の安全確保 （略） 第 13 節　事故災害応急対策 （略） 第３項　海上災害対策 （略） ４　実施内容 （１）風水害時等の応急措置 （略）	項番の繰り下げ
259	33	（エ）海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して危険防止の措置を講じる。 （新設） （略） 第６項　林野火災対策 （略） ４　応援協力関係 （略）	（エ）海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して危険防止の措置を講じる。加えて、港湾管理者は、災害時に港湾の災害応急対策の拠点としての機能を確保するため、必要な民有港湾施設の使用について所有者等との協定の締結に努める。 （略） 第６項　林野火災対策 （略） ４　応援協力関係 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正

273	36	（２）市町村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。	（２）市町村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」等による。	要綱の廃止に伴う修正
273	39	（３）市町村は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。 （略）	（３）県及び市町村は、被災した場合、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、応援要請に先立ち大型ヘリ等の活動基盤を選定するほか、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。また、ヘリコプターの散水能力に応じ応援部隊の活動区域や役割の分担の調整を行う。 （略）	表現の適正化 防災基本計画の修正に伴う修正
		第 10 項　火薬類災害対策 （略） ２　実施責任者 （略）	第 10 項　火薬類災害対策 （略） ２　実施責任者 （略）	
285	15	中国運輸局（岡山運輸支局） （略）	中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所） （略）	実施責任者の記述の適正化
		第 11 項　有害ガス等災害対策 （略） ２　実施責任者 特定施設等の設置者 知事（環境文化部、保健医療部） 大気汚染防止法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長	第 11 項　有害ガス等災害対策 （略） ２　実施責任者 特定施設等の設置者 知事（環境文化部、保健医療部） 大気汚染防止法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長	
288	13	特例条例により大気汚染防止法に係る事務の委任を受けた新見市長	（削除）	特例条例改正に伴う修正
288	13	特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた岡山市長、倉敷市長及び新見市長	特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた岡山市長及び倉敷市長	特例条例改正に伴う修正

		（略）	（略）	
		3　実施内容	3　実施内容	
		（略）	（略）	
		（2）県、市町村の措置	（2）県、市町村の措置	
		（略）	（略）	
288	28	イ　知事又は岡山市、倉敷市若しくは新見市長は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう命令する。	イ　知事又は岡山市若しくは倉敷市長は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう命令する。	特例条例改正に伴う修正
		（略）	（略）	
		第15節　自衛隊の災害派遣	第15節　自衛隊の災害派遣	
		1　方　針	1　方　針	
291	4	天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。	天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。	
		（新設）	災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊等の派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、三要件（緊急性、非代替性、公共性）を総合的に勘案して判断し、やむを得ない事態と認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。 ・緊急性：状況から見て差し迫った必要性があること ・非代替性：自衛隊の部隊等が派遣される以外に他に適切な手段がないこと ・公共性：公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること	国助言を踏まえ追記
		（略）	（略）	

		第４章　災害復旧・復興計画 （略） 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）	第４章　災害復旧・復興計画 （略） 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）	
307	23	２　被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。 （略）	２　被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者、女性や子ども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正
		第２節　被災者等の生活再建等の支援 （略）	第２節　被災者等の生活再建等の支援 （略）	
308	24	県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災（りさい）証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。 （略）	県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災（りさい）証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。 県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。 （略）	防災基本計画の修正に伴う修正